



第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

すべての子どもや若者が、心身ともに健やかに成長し、夢と希望を持って、生き生きと幸せに生きていくことは県民すべての願いです。

近年、少子高齢化や情報化社会の進展、若年者雇用の不安定化など子どもや若者を取り巻く環境が大きく変化しています。平成22年に「子ども・若者育成支援推進法」が制定され5年が経過しますが、いじめ、児童虐待、不登校、ひきこもり等子ども・若者をめぐる問題は依然として厳しい状況です。

本県では、平成22年に策定しました「山形県青少年健全育成基本計画」に基づく青少年の健全育成を主軸とした施策に加え、若者が地域で活躍できる環境づくりを進めるとともに、平成25年には「困難を有する若者等に関するアンケート調査」を実施し、相談しやすい環境づくりに向けた取組みをスタートさせています。

子ども・若者のおかれている環境や、抱えている困難は多様であることから、一人ひとりの状況に応じた社会全体での重層的な支援が必要です。とりわけ、職業的自立は、若者にとって切実な問題として立ち現われています。また、子どもの貧困等新たな課題への対応も求められています。

このため、今後の取組みの方向性を明示し、子ども・若者に関わるすべての県民が一体となって、分野や主体の境界を越え、子ども・若者の育成や自立に向けた支援を推進していくための指針として、本ビジョンを策定するものです。



2 計画の位置づけ

「子ども・若者育成支援推進法」第9条に規定する都道府県子ども・若者計画及び「山形県青少年健全育成条例」第6条の7に規定する青少年の健全な育成に関する基本計画として位置づけます。

さらに、「やまがた子育て応援プラン」^{*1}、「第6次山形県教育振興計画（案）」^{*2}など関係計画と連携し、子ども・若者の育成支援施策を示すものです。

3 計画の期間

平成27年度（2015年度）から平成31年度（2019年度）までの5年間とします。

なお、子ども・若者を取り巻く社会情勢の変化などを踏まえ、必要に応じて見直しを行うこととしています。

